

「道民ひとり1本植樹・育樹運動」の展開について

北海道の豊かな森林を未来に引き継いでいくため、「北海道植樹の日・育樹の日条例」が制定から5年の節目を迎えたことを契機として、道内での植樹・育樹活動を促進させる道民運動を展開する。

経過等

○H30.12 「北海道植樹の日・育樹の日条例」制定

日・月間	植樹の日：5月第2土曜日（5月は植樹月間）
	育樹の日：10月第3土曜日（10月は育樹月間）
役割	道 植樹・育樹の日及び月間の普及、施策実施
	道民 植樹・育樹活動等に協力

○R2.3 2050年ゼロカーボン北海道を宣言

○R4.3 森林吸収源対策推進計画を改定し、計画の展開方法に木育活動を位置づけ

植樹の日・育樹の日を中心に
道民が森林づくりに取り組むことは、「木育」の推進や
「ゼロカーボン北海道」の実現に貢献

より多くの道民に植樹・育樹活動に
参加いただくことが重要

○R5.10 「道民ひとり1本植樹・育樹運動」を展開

道民ひとり1本植樹・育樹運動



【概要】

全国一豊かな北海道の森林を未来に引き継いでいけるよう、道民一人ひとりの力を合わせ、全道で500万本の植樹・育樹を目指す運動

[R5.10.22 キックオフイベントで知事が宣言]

【目標】

現状(H26～H30)	目標(R6～R10)
315万本(5年間)	500万本(5年間)

【運動の推進に向けた取組】

- 道民が森林づくりに参加する機会の提供
 - ◆北海道植樹祭の開催
 - ◆「道民の森」や道有林等をフィールドとした植樹・育樹活動
- 関係団体との連携による活動の促進
 - ◆森林ボランティア団体の活動や漁協女性部の「お魚殖やす植樹運動」への支援
- 企業等による森林づくり活動の促進
 - ◆「ほっかいどう企業の森林づくり」への参画企業の拡大
 - ◆企業が地域住民と交流しながら行う森林づくりの促進
- 教育機関等と連携した森林づくり活動の促進
 - ◆青少年を対象とした森林環境教育や植樹・育樹活動の強化

「道民ひとり1本 植樹・育樹運動」

北海道には、エゾマツなどの針葉樹とミズナラなどの広葉樹からなる豊かな天然林や、トドマツ・カラマツなどを主体とした特色のある人工林が広がっており、四季折々の多彩な表情を私たちにを見せてくれます。

森林は、国土の保全や水資源のかん養をはじめ、二酸化炭素の吸収や木材の供給などの多面的な機能を有しており、多様な生き物の命を育むとともに、私たちに様々な恵みをもたらしてくれる、かけがえのない財産です。

こうした全国一豊かな北海道の森林を未来に引き継いでいけるよう、道民一人ひとりの力を合わせ、全道で500万本の植樹・育樹を目指す

「道民ひとり1本植樹・育樹運動」

に取り組むことを、ここに宣言します。

令和5年10月22日
北海道知事



北海道の木育
Hokkaido mokuiku

鈴木 直道